・ゲート上屋新設　鉄骨造１階建て　延べ面積　約90㎡×１棟
・歩廊新設　鉄骨造１階建て　延べ面積　約100㎡×１棟
・付属建物等（自転車置場、プロパン庫、キュービクル置場、ゴミ置場）新設

【土木工事】
・給水工事　ポリエチレン管　約500m、鋳鉄管　約200m
・雨水排水工事　塩ビ管　約1,000m、強化プラスチック複合管　約200m
・汚水排水工事　塩ビ管　約300m
・撤去工事　一式

⑸　工期　平成27年６月30日まで

⑹　使用する主要な資機材

【建築工事】

コンクリート　約9,500㎥、鉄筋　約1,000ｔ、鉄骨　約２ｔ、板ガラス　約860㎡

【土木工事】

バックホウ、ダンプトラック、ポリエチレン管　約500m、鋳鉄管　約200m、塩ビ管　約1,300m、強化プラスチック複合管　約200m等

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては中国四国防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

⑽　本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒヤリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。競争参加資格確認資料等の提出時に「型枠工事の全て、鉄筋工事（鉄筋材料費を除く。）の全て、左官工事の全て」に対する直接工事費について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

⑾　本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定技術者等からヒヤリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年12月６日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から岩国飛行場（H25）住宅地区短期宿泊施設等新設建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体として、資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,200点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、1,000点以上であること。

⑷　単体及び特定建設工事共同企業体の代表者は、平成10年度以降に元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上３階建て以上、かつ延べ面積6,000㎡以上（１棟当たり）の新設の建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成10年度以降に元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上３階建て以上、かつ延べ面積2,000㎡以上（１棟当たり）の新設の建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格等を有する者であること。

イ　平成10年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

【技術提案①】
・鉄筋コンクリート構造物の耐久性・美観を確保し、かつ出来形精度の向上を図るため、コンクリートの材料、施工、養生等に関してどのような配慮を行うか。

（着目点）
・本施設は、住宅エリアに建設することから意匠性に配慮した施設であり、美観及び出来形精度の確保が重要となる。

これらのコンクリート構造物の耐久性及び美観を確保し、出来形精度を確保するための具体的な提案を求めるものである。

具体的な着目点としては、①コンクリートの材料（調合）に関すること、②コンクリートのひび割れ抑制に関すること、③施工（運搬・打設）計画に関すること、④養生に関すること、⑤検査に関することに着目し、項目（①～⑤）毎に１提案を求めるものである。

【技術提案②】
・内外装工事等において均一な仕上りと品質を確保するため、品質管理上どのような提案ができるか。

（着目点）
・本施設は、宿泊施設及び店舗で構成された建物であり、宿泊施設は、同様な部屋の形状及び仕上げが多数あることから、仕上りや品質に差異を生じさせることなく、均一で均整のとれた仕上げとすることが重要である。このことから、内外装工事等において品質確保、作業性向上及び不具合回避のための具体的な対策や管理方法について提案を求めるものである。